平成十五年内閣府令第二十一号

る内閣府令 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関す

五項並びに第三十六条の三の規定に基づき、上場 株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令 号)第三十六条の二第一項から第三項まで及び第 を次のように定める。 証券取引法施行令(昭和四十年政令三百二十一 3

(一般的記載事項等)

第一条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令 載しなければならない。 分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記 考書類」という。)には、次の各号に掲げる区 六条の二第一項に規定する参考書類(以下「参 第三百二十一号。以下「令」という。)第三十

である場合 次に掲げる事項 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員

員である旨 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役

を説明しなければならない議案の場合におものに限り、株主総会において一定の事項 ける当該説明すべき内容を含む。) 提案の理由(議案が取締役の提出に係る

ときは、その結果の概要 り株主総会に報告すべき調査の結果がある 第三項又は第三百九十九条の五の規定によ 十六号)第三百八十四条、第三百八十九条 議案につき会社法(平成十七年法律第八

以外の者である場合 次に掲げる事項 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員

勧誘者の氏名又は名称及び住所

磁的方法」という。) により提供する事項があ 規定する電磁的方法(以下この条において「電 条の二第二項若しくは同法第二条第三十四号に 関する書面に記載している事項又は令第三十六 条において同じ。)及びその他当該株主総会に 決権行使書面をいう。以下この項及び第四十四 において準用する場合を含む。)に規定する議 び第四十四条において同じ。)、議決権行使書面 定する株主総会参考書類をいう。以下この項及 考書類(会社法第三百一条第一項(同法第三百 参考書類に記載すべき事項のうち、株主総会参 二十五条において準用する場合を含む。)に規 (同法第三百一条第一項 (同法第三百二十五条 同一の株主総会に関して被勧誘者に提供する

的方法により提供する事項があることを明らか は議決権行使書面に記載している事項又は電磁 て提供する参考書類に記載することを要しな る場合には、これらの事項は、被勧誘者に対し にしなければならない。 い。この場合においては、株主総会参考書類又

む。)若しくは第二十八号イに規定する事項を 条第三項第二十六号(同法第九百三十三条第一 おいては、当該公告が掲載された官報の日付、 考書類に記載することを要しない。この場合に 記載しなければならない。 項において外国会社について適用する場合を含 日刊新聞紙の名称及び日付又は同法第九百十一 第八百十九条第三項に規定する措置が執られて 該発行会社により同法第四百四十条第三項又は 掲げる方法による公告がされているもの及び当 いるものがある場合には、これらの事項は、参 会社により会社法第九百三十九条第一項各号に 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行

4 この場合においては、同条第二項に規定するも 令第十二号)

第九十四条第一項に規定する措置 のを記載しなければならない。 事項は、参考書類に記載することを要しない。 が執られているものがある場合には、これらの 会社により会社法施行規則(平成十八年法務省 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行

5 参考となると認める事項を記載することができ か、議決権の行使に係る代理権の授与について 参考書類には、この府令で定めるもののほ

(取締役の選任に関する議案)

第二条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該 の勧誘が行われるときは、参考書類には、 社のために当該株式について議決権の代理行使 る場合において、当該会社により、又は当該会 会社が監査等委員会設置会社である場合にあっ 掲げる事項を記載しなければならない。 において同じ。)の選任に関する議案を提出す ては、監査等委員である取締役を除く。第八号

就任の承諾を得ていないときは、その旨 候補者の氏名、生年月日及び略歴

きは、その意見の内容の概要 項の規定による監査等委員会の意見があると 合において、会社法第三百四十二条の二第四 当該会社が監査等委員会設置会社である場

十七条第一項の契約を締結しているとき又は 候補者と当該会社との間で会社法第四百二

契約の内容の概要

株式発行会社にあっては、株式の種類及び種 候補者の有する当該会社の株式の数(種類

七

ととなるときは、その事実 に定める重要な兼職に該当する事実があるこ において会社法施行規則第百二十一条第八号

候補者と当該会社との間に特別の利害関係

2 前項に規定する場合において、株式の発行会 二に規定する子会社等をいう。以下同じ。) で 社が他の者の子会社等(会社法第二条第三号の は、当該会社における地位及び担当

きは、当該他の者における地位及び担当 行者であったことを当該会社が知っていると 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執

3 第七号に規定する社外取締役候補者をいう。以外取締役候補者(会社法施行規則第二条第三項 を記載しなければならない。 であるときは、参考書類には、 下この項及び第二条の三第三項において同じ。) 次に掲げる事項

当該契約を締結する予定があるときは、 その

約をいう。以下同じ。)を締結しているとき 又は補償契約を締結する予定があるときは、 法第四百三十条の二第一項に規定する補償契 候補者と当該会社との間で補償契約

は、その役員等賠償責任保険契約の内容の 賠償責任保険契約を締結する予定があるとき 同じ。)を締結しているとき又は当該役員等 定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下 険契約(会社法第四百三十条の三第一項に規

類ごとの数)

候補者が当該会社の取締役に就任した場合

があるときは、その事実の概要 候補者が現に当該会社の取締役であるとき

あるときは、参考書類には、次に掲げる事項を 記載しなければならない。

のに限る。)であるときは、 候補者が現に当該他の者(自然人であるも その旨

当該他の者における地位及び担当 執行者をいう。以下同じ。)であるときは、 施行規則第二条第三項第六号に規定する業務 の項において同じ。)の業務執行者(会社法 会社等(当該会社を除く。)を含む。 候補者が現に当該他の者(当該他の者の子 以下こ

第一項に規定する場合において、候補者が社

当該候補者が社外取締役(社外役員(会社 当該候補者を社外取締役候補者とした理 当該候補者が社外取締役候補者である旨

その補償契約の内容の概要 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保

四 当該候補者が現に当該会社の社外取締役で

たすことが期待される役割の概要

外役員をいう。以下同じ。)に限る。以下こ

法施行規則第二条第三項第五号に規定する社

の項において同じ。)に選任された場合に果

が行われた事実 (重要でないものを除く。) 定款に違反する事実その他不当な業務の執行 び当該事実の発生後の対応として行った行為 生の予防のために当該候補者が行った行為及 があるときは、その事実並びに当該事実の発 された後在任中に当該会社において法令又は ある場合において、当該候補者が最後に選任

取締役、執行役又は監査役に就任していた場 発生後の対応として行った行為の概要を含 めに当該候補者が行った行為及び当該事実の であったときは、当該事実の発生の予防のた 他の株式会社における社外取締役又は監査役 不当な業務の執行が行われた事実があること 合において、その在任中に当該他の株式会社 (重要でないものを除き、当該候補者が当該 を当該会社が知っているときは、その事実 において法令又は定款に違反する事実その他 当該候補者が過去五年間に他の株式会社

六 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監 与していない者であるときは、当該経営に関方法で会社 (外国会社を含む。) の経営に関 るものと勧誘者が判断した理由 役としての職務を適切に遂行することができ 与したことがない候補者であっても社外取締 査役(社外役員に限る。)となること以外の

七 当該候補者が次のいずれかに該当すること を当該会社が知っているときは、その旨

ったことがあること。 く。ハ及びホ(2)において同じ。)であ 行者又は役員(業務執行者であるものを除 過去に当該会社又はその子会社の業務執

号の二に規定する親会社等をいう。以下同 じ。)(自然人であるものに限る。以下ロ及 過去十年間に当該会社の親会社等であった びホ(1)において同じ。)であり、又は ことがあること 当該会社の親会社等(会社法第二条第四

- ハ当該会社の特定関係事業者(会社法施行、当該会社の特定関係事業者をいう。以下この号、第二条の関係事業者をいう。以下この号、第二条の関係事業者(当該会社の子会社を除く。)の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該会社の特定関係事業者(会社法施行者若しくは役員であったことがあること。
- 二 当該会社又は当該会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者から多額の金銭その他の財産(これらの政縮役、会計参与、監査役、執行役そのの取締役、会計参与、監査役、執行役そのの取締役、会計参与、監査で、対して、とのでは過去二年間に受けていたことがあり、又は過去二年間に受けていたことがあり、又は過去二年間に受けていたことがあり、又は過去二年間に受けていたことがあり、ことがあり、ことがあり、ことがあり、これでは、これでは、
- でないものを除く。)。 族その他これに準ずる者であること(重要ホー次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親
- (1) 当該会社の親会社等
- 者の業務執行者又は役員(2) 当該会社又は当該会社の特定関係事業
- の株式会社の業務執行者であったによ。 フは事業の譲受け(以下へ、第二条の三第 支当該会社が承継又は譲受けをした場合に を当該会社が承継又は譲受けをした場合に を当該会社が承継又は譲受けをした場合に を当該会社が承継又は譲受けをした場合に を当該会社が承継又は譲受けをした場合に を当該会社が承継又は譲受けをした場合に を当該会社が承継又は譲受けをした場合に が取締役又は監査役でなく、かつ、当該他 が取締役又はという。)により他の株 はいて、当該人社が承継又は議受けをした場合に がないる、対象のといる。 がないる、対象のといる、対象のといる。 がないる、対象のといる、対象のといる、対象のといる。 がないる、対象のといる、は、対象のといる、は、ないないる、は、は、ないないる、は、ないないないないる、は、ないないないないないないないないないないないない
- の内容の当該候補者の意見があるときは、その意見れ、前各号に掲げる事項に関する記載について

第二条の二 削除

(監査等委員である取締役の選任に関する議案) 第二条の三 株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出するのために当該株式について議決権の代理行使の 3場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の 3場合において、当該会社により、又は当該会社の下がの事項を記載しなければならない。

- 頁ごとう女〉 株式発行会社にあっては、株式の種類及び種一 候補者の有する当該会社の株式の数(種類一 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- 大り担当大り担当大り担当大り担当大り担当大り担当大りまする事実があることとなるときは、その事実する事実があることとなるときは、その事実を構者が現に当該会社の監査等委員である取締をがります。大り担当大り担当大り担当大りにおいて会社法施行規則第大りにおいて会社法施行規則第大りにおいて会社法施行規則第大りにおいて会社法施行規則第大りにおいて会社法がおります。大りにおいて会社法がおります。大りにおいて会社が出りまする。大りにおいて会社が出ります。大りにおいて会社が出ります。大りにおいて会社が出ります。大りにおいて会社が出ります。大りにおいて会社が出ります。大りにおいて会社が出りまする。大りにおいて会社が出りまする。大りにおいて会社が出りまする。大りにおいて会社が出りまする。大りにおいて会社が出りまする。大りにおいて会社が出りまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいてはおいまする。大りにおいまする。大
- きは、その事実の概要 当該会社との間に特別の利害関係があると
- 規定による請求により提出されたものである。議案が会社法第三百四十四条の二第二項の、就任の承諾を得ていないときは、その旨
- よる監査等委員である取締役の意見があると八 会社法第三百四十二条の二第一項の規定にときは、その旨
- 契約の内容の概要 おうない 大田 大工条第一項の契約を締結する予定があるときは、その当該契約を締結する予定があるときは、その当該契約を締結しているとき又は 大田 候補者と当該会社との間で会社法第四百二きは、その意見の内容の概要
- 概要 概要 概要 で補者と当該会社との間で補償契約を締結 とうに くっているとき は、その役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるとき は、その役員等賠償責任 保険契約を締結しているとき は、その補償契約の内容の概要 あるときは、その補償契約を締結する予定が しているとき 又は補償契約を締結する予定が 候補者と当該会社との間で補償契約を締結
- ハ。 には、次に掲げる事項を記載しなければならな には、次に掲げる事項を記載しなければならな 社が他の者の子会社等であるときは、参考書類 前項に規定する場合において、株式の発行会
- では、15とのでは、大変ないであるとの項において同じ。)の業務執行者であると会社等(当該会社を除く。)を含む。以下このに限る。)であるときは、その旨のに限る。)であるときは、その旨のに限る。)であるときは、その旨
- 外取締役候補者であるときは、参考書類には、 第一項に規定する場合において、候補者が社 きは、当該他の者における地位及び担当 きは、当該他の者における地位及び担当 と、当該他の者における地位及び担当 をは、当該他の者における地位及び担当

次に掲げる事項を記載しなければならない

- 到第 写 当该奏捕者が見こ当支Aでより土ト文帝及で取締 た場合に果たすことが期待される役割の概要び種 三 当該候補者が社外取締役(社外役員に限種類 二 当該候補者を社外取締役候補者とした理由種類 二 当該候補者が社外取締役候補者である旨
- 五 当該候補者が過去五年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において法令又は定款に違反する事実そのを当該会社が知っているときは、その事実を当該会社が知っているときは、その事実を当該会社が知っているときは、その事実であったときは、当該事実の発生の外に当該候補者が過去五年間に他の株式会社のめに当該候補者が過去五年間に他の株式会社のがに当該候補者が過去五年間に他の株式会社のがに当該候補者が過去五年間に他の株式会社の
- へ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監へ 当該候補者が過去に社外取締役としての職務を適切に遂与していない者であるときは、当該経営に関方法で会社(外国会社を含む。)の経営に関方法で会社(外国会社を含む。)の経営に関方法で会社(外国会社を含む。)となること以外の査役(社外役員に限る。)となること以外の査役(社外限結び過去に社外取締役又は社外監
- く。ハ及びホ(2)において同じ。)であ行者又は役員(業務執行者であるものを除行者又は役員(業務執行者であるものを除を当該会社が知っているときは、その旨を当該会社が知っているときは、その旨
- の親会社等であったことがあること。 に。)であり、又は過去十年間に当該会社に限る。以下ロ及びホ (1)において同に限る。以下ロ及びホ (1)において同い。

ったことがあること。

該会社の特定関係事業者(当該会社の子会若しくは役員であり、又は過去十年間に当ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者

- あったことがあること。社を除く。)の業務執行者若しくは役員で
- 間に受けていたこと。 地区が大学ないでは過去に年代。)を受ける予定があり、又は過去に年代。)を受ける予定があり、又は過去にの報酬等を除め、の取締役、会計参与、監査役、執行役そのの取締役、会計参与、監査役、執行役その当該会社の特定関係事業者に受けていたこと。
- でないものを除く。)。 族その他これに準ずる者であること(重要族その他これに準ずる者であること(重要
- 当該会社の親会社等
- 者の業務執行者又は役員 当該会社又は当該会社の特定関係事業
- 式会社の業務執行者であったこと。 、当該合併等の直前に当該会社の社外取 て、当該合併等の直前に当該会社の社外取 会社が承継又は譲受けをした場合におい がその事業に関して有する権利義務を当該 がその事業に関して有する権利義務を当該
- 前各号に掲げる事項に関する記載についてれらの役員に就任してからの年数れらの役員で就任してからの年数は監査等委員である取締役であるときは、こは監査等委員である取締役であるときは、こは監査等委員である。
- の内容の当該候補者の意見があるときは、その意見力、前各号に掲げる事項に関する記載について
- (会計参与の選任に関する議案)
- 第三条 株式の発行会社の取締役が会計参与の選第三条 株式の発行会社の取締役が会計参与の選別が行われるときでいて議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- れ当該イ又は口に定める事項
 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、それぞ
- イ 候補者が公認会計士(公認会計士法(昭不 候補者が監査法人又は税理士法人である と、事務所の所在場所、生年月日及び略歴名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴名、事務所の所在場所、生年日、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第和二十三年法律第百三号)第一十三年。
- 就任の承諾を得ていないときは、その旨

- 写 奏載者:当後が土につ引じが上に得り記しる。 会計参与の意見があるときは、その意見の内会計参与の意見があるときは、その意見の内三 会社法第三百四十五条第一項の規定による
- 五 候補者と当該会社との間で補償契約を締結契約の内容の概要 契約の内容の概要 当該契約を締結する予定があるときは、その当該契約を締結する予定があるときは、その四 候補者と当該会社との間で会社法第四百二四 候補者と当該会社との間で会社法第四百二
- (監査役の選任に関する議案) なことが適切であるものと判断した事項 ることが適切であるものと判断した事項 ることが適切である場合における当該処分に 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処
- 第四条 株式の発行会社の取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会れて議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 二 候補者と当該会社との間に特別の利害関係一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

があるときは、その事実の概要

- は、その旨 議案が会社法第三百四十三条第二項の規定 議案が会社法第三百四十三条第二項の規定 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- 交補者と当支会社とり間で会社去等可与こあるときは、その意見の内容の概要する同条第一項の規定による監査役の意見がする民業第二百四十五条第四項において準用
- しているとき又は補償契約を締結する予定が2 候補者と当該会社との間で補償契約を締結契約の内容の概要契約の内容の概要当該契約を締結する予定があるときは、その当該契約を締結する予定があるとき又は十七条第一項の契約を締結しているとき又は、 候補者と当該会社との間で会社法第四百二
- は、その役員等賠償責任保険契約の内容の償責任保険契約を締結する予定があるとき険契約を締結しているとき又は当該役員等賠人 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保入 をがしまさは、その補償契約の内容の概要

- 類ごとの数) 株式発行会社にあっては、株式の種類及び種 大、候補者の有する当該会社の株式の数(種類
- ととなるときは、その事実に定める重要な兼職に該当する事実があるこにおいて会社法施行規則第百二十一条第八号において会社法施行規則第百二十一条第八号
- 前項に規定する場合において、株式の発行会きは、当該会社における地位及び担当-1 候補者が現に当該会社の監査役であると
- い。 には、次に掲げる事項を記載しなければならな 社が他の者の子会社等であるときは、参考書類 前項に規定する場合において、株式の発行会
- つ頁において司ごご り巻条執庁者であるこの頁において司ごご (当該会社を除く。) を含む。以下こ会社等(当該会社を除く。) を含む。以下このに限る。) であるときは、その旨候補者が現に当該他の者(自然人であるも
- きは、当該他の者における地位及び担当 では、当該他の者における地位及び担当 きは、当該他の者における地位及び担当 きは、当該他の者における地位及び担当 会社等(当該会社を除く。)を含む。以下こ会社等(当該会社を除く。)を含む。以下こ会社等(当該会社を除く。)を含む。以下こ会社等(当該会社を除く。)を含む。以下こ会社等(当該会社を除く。)を含む。以下に会社等(当該会社を除く。)を含む。
- らなハ。 ・ 第一項に規定する場合において、候補者が社 ・ 第一項において同じ。)であるときは、参考 下この項において同じ。)であるときは、参考 第八号に規定する社外監査役候補者をいう。以 外監査役候補者(会社法施行規則第二条第三項 外監査役候補者(会社法施行規則第二条第三項 外監査役候補者(会社法施行規則第二条第三項 の 第一項に規定する場合において、候補者が社 の 第一項に規定する場合において、候補者が社
- 一 当該候補者が社外監査役候補者である旨 当該候補者が社外監査役候補者が行った(社外役員に限る。以下この項において同じ(社外役員に限る。以下この項において活き。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事く。)があるときは、その事実がでないものを除く。)があるときは、その事実がでは、その事実がでいた。
- (重要でないものを除き、当該候補者が当該を当該会社が知っているときは、その事実不正な業務の執行が行われた事実があることにおいて法令又は定款に違反する事実その他合において、その在任中に当該他の株式会社取締役、執行役又は監査役に就任していた場取締役、執行役又は監査役に就任していた場別 当該候補者が過去五年間に他の株式会社の

- いら、
 発生後の対応として行った行為の概要を含めに当該候補者が行った行為及び当該事実のであったときは、当該事実の発生の予防のた他の株式会社における社外取締役又は監査役
- 五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査となることができるものと勧誘者が判断者であっても社外監査役としての職務を適切者であっても社外監査役としての職務を適切ときは、当該経営に関与したことがない候補ときは、当該経営に関与したで会社(外国会社に遂行することができるものと勧誘者が判断した理由
- を当該会社が知っているときは、その旨当該候補者が次のいずれかに該当すること
- ったことがあること。 (のないのでは、)であること。 (のないがでも、)において同じ。)であるものを除るとは後員(業務執行者であるものを除るという。)には、(のないのでは、)には
- の親会社等であったことがあること。じ。)であり、又は過去十年間に当該会社に限る。以下ロ及びホ(1)において同当該会社の親会社等(自然人であるもの
- あったことがあること。社を除く。)の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当若しくは役員であり、又は過去十年間に当若しくは役員であり、又は過去十年間に当当該会社の特定関係事業者の業務執行者
- たこと。

 大こと。

 「は過去二年間に受けている予定があり、又は過去二年間に受けている予定があり、又は過去二年間に受けている予定があり、又は過去二年間に受けている予定があり、又は過去二年間に受けている
- でないものを除く。)。 族その他これに準ずる者であること(重要族その他これに準ずる者であること(重要
- 当該会社の親会社等
- 者の業務執行者又は役員
 ・当該会社又は当該会社の特定関係事業
- 務執行者であったこと。 務執行者であったこと。 を執行者であったこと。 を執行者であったこと。 の本式会社の業 を設定なく、かつ、当該他の株式会社の業 がその事業に関して有する権利義務を当該 がその事業に関して有する権利義務を当該 がその事業に関して有する権利義務を当該
- ときは、監査役に就任してからの年数七 当該候補者が現に当該会社の監査役である

- の内容の当該候補者の意見があるときは、その意見の当該候補者の意見があるときは、その意見り、前各号に掲げる事項に関する記載について
- (会計監査人の選任に関する議案)
- 第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人のなければならない。
- れ当該イ又は口に定める事項

 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、それぞ
- 就任の承諾を得ていないときは、その旨称、主たる事務所の所在場所及び沿革称、主たる事務所の所在場所及び沿革名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴
- 補者とした理由 離者とした理由 監査委員会)が当該候補者を会計監査人の候等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査 監査役(監査符会設置会設置会社にあっては監査
- ・ 受済台・台域とことの見るではありませる同条第一項の規定による会計監査人の意りの会による会計監査人の意い会社法第三百四十五条第五項において準用
- 契約の内容の概要当該契約を締結する予定があるときは、その当該契約を締結する予定があるときは、その十七条第一項の契約を締結しているとき又は五 候補者と当該会社との間で会社法第四百二
- あるときは、その補償契約の内容の概要しているとき又は補償契約を締結する予定が六 候補者と当該会社との間で補償契約を締結
- きは、当該処分に係る事項け、その停止の期間を経過しない者であるとけ、そを停止の期間を経過しない者であると、当該候補者が現に業務の停止の処分を受
- ることが適切であるものと判断した事項係る事項のうち、勧誘者が参考書類に記載す分を受けた者である場合における当該処分に九 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処
- 金銭その他の財産上の利益(これらの者から応じ、当該イ又は口に定めるものから多額の十 当該候補者が次のイ又は口に掲げる区分に

は、その内容によるこれに相当するものを含む。)としてによるこれに相当するものを含む。)としてによるこれに相当するものを含む。)としての報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規の報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規の報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規定する。

社又は当該会社の子会社若しくは関連会社1 当該会社に親会社等がない場合 当該会社等(当該親会社等が会社でない場合におけ社(当該親会社等が会社でない場合におけ社(当該親会社等が会社でない場合におけ社(当該親会社等の子会社、当該親会社等及は当該親会社等の子会社、当該会社に親会社等がある場合 当該会社 当該会社に親会社等がある場合 当該会社

第六条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該(取締役の解任に関する議案)

一 取締役の氏名

一 取締役の氏名

一 取締役の氏名

一 解任の理由

きは、その意見の内容の概要項の規定による監査等委員会の意見があると項の規定による監査等委員会の意見があるとー 当該会社が監査等委員会設置会社である場

(監査等委員である取締役の解任に関する議案) 第六条の二 株式の発行会社の取締役が監査等委 関である取締役の解任に関する議案を提出する のために当該株式について議決権の代理行使ののために当該株式について議決権の代理行使のがある取締役の解任に関する議案を提出する

一 監査等委員である取締役の氏名

解任の理由

(会計参与の解任に関する議案)きは、その意見の内容の概要きは、その意見の内容の概要とる監査等委員である取締役の意見があると三 会社法第三百四十二条の二第一項の規定に

第七条 株式の発行会社の取締役が会計参与の解析に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる場合において、当該第七条 株式の発行会社の取締役が会計参与の解析に対している。

解壬の里由会計参与の氏名又は名称

容の概要 会計参与の意見があるときは、その意見の内 会社法第三百四十五条第一項の規定による

(監査役の解任に関する議案)

第八条 株式の発行会社の取締役が監査役の解任第八条 株式の発行会社の取締役が監査役の解任

- 監査役の氏名
- 一解任の理由
- 三 会社法第三百四十五条第四項において準用 会社法第三百四十五条第四項において準用 (会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合に おいて、当該会社により、又は当該会社のため おいて、当該会社により、又は当該会社のため に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が ないよい (を計監査人の解任又は不再任に関する議案) 第九条 株式の発行会社の取締役が表示。
- 等で見ない、言んで見なぎませんとこうのでは役会、監査等委員会設置会社にあっては監査二 監査役(監査役会設置会社にあっては監査一 会計監査人の氏名又は名称
- (取締役の報酬等に関する議案) (取締役の報酬等に関する議案の内容の概要 見があるときは、その意見の内容の概要 見があるときは、その意見の内容の無正性の意 会社法第三百四十五条第五項において準用 監査委員会)が議案の内容を決定した理由 監査委員会、指名委員会等設置会社にあっては

第十条 株式の発行会社の取締役が取締役(当該第十条 株式の発行会社の取締役を除く。以下こては、監査等委員である取締役を除く。以下こする議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式についてより、又は当該会社のために当お株式についてより、又は当該会社のために当該株式についてまり、又は当該会社の取締役が取締役(当該

事項の算定の基準 会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる

のであるときは、変更の理由十一条第一項各号に掲げる事項を変更するも十 議案が既に定められている会社法第三百六

- 3 銭繋が基載が完全に引っていているときは、当該定めに係る取締役の員数三 議案が二以上の取締役についての定めであ
- は、退職する各取締役の略歴 議案が退職慰労金に関するものであるとき

五 当該会社が監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要 の意見があるときは、そのによる監査等委員会の意見があるときは、その意見の対が監査等委員会設置会社である場

2 前項第四号に規定する場合において、議案が 2 前項第四号に規定する場合において、表末が当該基準を知ることができるようし、各株主が当該基準を知ることができるようし、各株主が当該基準を知ることができるようし、各株主が当該基準を知ることができるようしてするための適切な措置を講じている場合において、議案がこの限りでない。

(監査等委員である取締役の報酬等に関する議・ と区別して記載しなければならない。 と区別して記載しなければならない。 と区別して記載しなければならない。 学書類には、第一項第じ。) であるときは、参考書類には、第一項第じ。) であるときは、参考書類には、第一項第ら第三号までに掲げる事項のうち社外取場と区別して記載しなければならない。 以下この項において同第の表演を表員であるものを除る。 第一項に規定する場合において、取締役の一

第十条の二 株式の発行会社の取締役が監査等委第十条の二 株式の発行会社の取締役が出する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使をしために当該株式について議決権の代理行使をした。

事項の算定の基準 会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる

のであるときは、変更の理由十一条第一項各号に掲げる事項を変更するも二 議案が既に定められている会社法第三百六

は、退職する各監査等委員である取締役の議案が退職慰労金に関するものであるとき監査等委員である取締役の員数監査等委員であるときは、当該定めに係るのいての定めであるときは、当該定めに係るの、退職者が二以上の監査等委員である取締役に

は、その意見の内容の概要 監査等委員である取締役の意見があるとき 立、会社法第三百六十一条第五項の規定による

一定の基準に従い退職慰労金の額を決定するこ2 前項第四号に規定する場合において、議案がは、その意見の内容の概要

ない。ない。とを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、参考書類には、当該一定の基準の内るときは、参考書類には、当該一定の基準の内をを記載しなければならない。ただし、各株主ない。

(会計参与の報酬等に関する議案)

第十一条 株式の発行会社の取締役が会計参与のしなければならない。

項の算定の基準会社法第三百七十九条第一項に規定する事

こ、歳まぶこはこのですならこのでのであるときは、変更の理由 一九条第一項に規定する事項を変更するもの二 議案が既に定められている会社法第三百七

五 会社法第三百七十九条第三項の規定による四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴 は、退職する各会計参与の略歴 は、選職が登職を関するものであるとき は、当該定めに係る会計参与の員数

2 前項第四号に規定する場合において、議案が容の概要 会計参与の意見があるときは、その意見の内

この限りでない。 前項第四号に規定する場合において、議案がにするための適切な措置を講じている場合は、にするための適切な措置を講じている場合は、にするための適切な措置を講じている場合において、議案がこの限りでない。

(監査役の報酬等に関する議案)

第十二条 株式の発行会社の取締役が監査役の報第十二条 株式の発行会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるとさは、参考書類には、次に掲げる事項を記載大さは、参考書類には、次に掲げる場合において、当動等に関する議案を提出する場合において、当なければならない。

項の算定の基準会社法第三百八十七条第一項に規定する事

であるときは、変更の理由十七条第一項に規定する事項を変更するもの二 議案が既に定められている会社法第三百八

るときは、当該定めに係る監査役の員数三 議案が二以上の監査役についての定めであ

- 議案が退職慰労金に関するものであるとき 退職する各監査役の略歴
- Ŧi. 監査役の意見があるときは、その意見の内容 会社法第三百八十七条第三項の規定による
- にするための適切な措置を講じている場合は、 基準の内容を記載しなければならない。ただ ものであるときは、参考書類には、当該一定の とを取締役、監査役その他の第三者に一任する 一定の基準に従い退職慰労金の額を決定するこ し、各株主が当該基準を知ることができるよう 前項第四号に規定する場合において、議案が

を与える議案等) (責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等

第十二条の二 次の各号に掲げる場合であって、 の内容を記載しなければならない。 に与える同規則第百十五条各号に規定するもの 則第百十四条各号に規定する額及び当該役員等 員等をいう。以下同じ。) が得る会社法施行規 員等(同法第四百二十三条第一項に規定する役 責任を免除し、又は責任を負わないとされた役 行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、 該会社のために当該株式について議決権の代理 出する場合において、当該会社により、又は当 む。)に規定する承認の決議に関する議案を提 百二十七条第五項において準用する場合を含 条第四項(同法第四百二十六条第八項及び第四 株式の発行会社の取締役が会社法第四百二十五

- 定款の定めに基づき役員等の責任を免除した二 会社法第四百二十六条第一項の規定による 議に基づき役員等の責任を免除した場合 会社法第四百二十五条第一項に規定する決
- 三 会社法第四百二十七条第一項の契約によっ (計算関係書類の承認) 賠償する責任を負わないとされた場合 同項に規定する非業務執行取締役等が損害を て同項に規定する限度を超える部分について

第十三条 株式の発行会社の取締役が計算関係書 類(会社法施行規則第二条第三項第十一号に規 決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考 り、又は当該会社のために当該株式について議 議案を提出する場合において、当該会社によ 定する計算関係書類をいう。)の承認に関する 次に掲げる事項を記載しなければな

- 会計監査人の意見があるときは、その意見の 会社法第三百九十八条第一項の規定による
- 二 当該会社が取締役会設置会社である場合に 意見の内容の概要 おいて、取締役会の意見があるときは、その

(全部取得条項付種類株式の取得)

|第十三条の二 株式の発行会社の取締役が全部取 得条項付種類株式の取得に関する議案を提出す の勧誘が行われるときは、参考書類には、 社のために当該株式について議決権の代理行使 る場合において、当該会社により、又は当該会 掲げる事項を記載しなければならない。

当該全部取得条項付種類株式の取得を行う

二 会社法第百七十一条第一項各号に掲げる事

三 会社法第二百九十八条第一項の決定をした (株式の併合) 日における会社法施行規則第三十三条の二第 あるときは、当該事項の内容の概要 項各号(第四号を除く。)に掲げる事項が

第十三条の三 株式の発行会社の取締役が株式の 社のために当該株式について議決権の代理行使 る場合において、当該会社により、又は当該会 る株式の併合をいう。)に関する議案を提出す 併合(会社法第百八十二条の二第一項に規定す 掲げる事項を記載しなければならない。 の勧誘が行われるときは、参考書類には、

- 当該株式の併合を行う理由 会社法第百八十条第二項各号に掲げる事項
- 三 会社法第二百九十八条第一項の決定をした
- 日における会社法施行規則第三十三条の九第 当該事項の内容の概要 一号及び第二号に掲げる事項があるときは、

(吸収合併契約の承認に関する議案)

第十四条 株式の発行会社の取締役が吸収合併契 記載しなければならない。 れるときは、参考書類には、次に掲げる事項を 該株式について議決権の代理行使の勧誘が行わ 約の承認に関する議案を提出する場合におい て、当該会社により、又は当該会社のために当

- 当該吸収合併を行う理由
- 吸収合併契約の内容の概要
- 第七百四十九条第一項第二号に規定する吸収 当該会社が吸収合併消滅株式会社(会社法

げる事項があるときは、当該事項の内容の一項各号(第五号及び第六号を除く。)に掲 た日における会社法施行規則第百八十二条第 いて、同法第二百九十八条第一項の決定をし 合併消滅株式会社をいう。) である場合にお

合併存続株式会社をいう。)である場合にお第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収 項があるときは、当該事項の内容の概要 号(第六号及び第七号を除く。)に掲げる事 た日における会社法施行規則第百九十一条各 いて、同法第二百九十八条第一項の決定をし 当該会社が吸収合併存続株式会社(会社法

(吸収分割契約の承認に関する議案)

第十五条 株式の発行会社の取締役が吸収分割契 約の承認に関する議案を提出する場合におい れるときは、参考書類には、次に掲げる事項を 該株式について議決権の代理行使の勧誘が行わ

- 当該吸収分割を行う理由
- 吸収分割契約の内容の概要
- るときは、当該事項の内容の概要 当該会社が吸収分割株式会社(会社法第七
- 事項があるときは、当該事項の内容の概要 二号、第七号及び第八号を除く。) に掲げる おける会社法施行規則第百九十二条各号(第 同法第二百九十八条第一項の決定をした日に 継株式会社をいう。)である場合において、 第七百五十八条第一号に規定する吸収分割承 当該会社が吸収分割承継株式会社(会社法
- |第十六条 株式の発行会社の取締役が株式交換契 れるときは、参考書類には、次に掲げる事項を 該株式について議決権の代理行使の勧誘が行わ 約の承認に関する議案を提出する場合におい 記載しなければならない。 て、当該会社により、又は当該会社のために当
- 当該株式交換を行う理由
- 株式交換契約の内容の概要
- 七百六十八条第一項第一号に規定する株式交 当該会社が株式交換完全子会社(会社法第

- 記載しなければならない。 当該会社により、又は当該会社のために当
- 六号及び第七号を除く。) に掲げる事項があ 社法施行規則第百八十三条各号(第二号、第 百九十八条第一項の決定をした日における会 社をいう。)である場合において、同法第二 百五十八条第二号に規定する吸収分割株式会
- (株式交換契約の承認に関する議案)
- 六 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社 会計参与となる者についての第三条に規定す であるときは、当該新設合併設立株式会社 ての第二条の三に規定する事項
- 限定する旨の定款の定めがある株式会社を含 (監査役の監査の範囲を会計に関するものに 新設合併設立株式会社が監査役設置会社

項があるときは、当該事項の内容の概要 号(第五号及び第六号を除く。)に掲げる事 おける会社法施行規則第百八十四条第一項各 同法第二百九十八条第一項の決定をした日に 換完全子会社をいう。)である場合において、

(新設合併契約の承認に関する議案) る事項があるときは、当該事項の内容の概要 条各号(第五号及び第六号を除く。)に掲げ をした日における会社法施行規則第百九十三 式交換完全親株式会社をいう。)である場合 法第七百六十八条第一項第一号に規定する株 において、同法第二百九十八条第一項の決定 当該会社が株式交換完全親株式会社(会社

第十七条 株式の発行会社の取締役が新設合併契 れるときは、参考書類には、次に掲げる事項を 約の承認に関する議案を提出する場合にお 記載しなければならない。 該株式について議決権の代理行使の勧誘が行わ て、当該会社により、又は当該会社のために当

- 当該新設合併を行う理由
- 新設合併契約の内容の概要
- た日における会社法施行規則第二百四条各号 合併消滅株式会社をいう。) である場合に 第七百五十三条第一項第六号に規定する新設 あるときは、当該事項の内容の概要 いて、同法第二百九十八条第一項の決定をし (第六号及び第七号を除く。) に掲げる事項が 当該会社が新設合併消滅株式会社(会社法
- 四 新設合併設立株式会社(会社法第七百五十 場合にあっては、当該新設合併設立株式会社 設立株式会社が監査等委員会設置会社である おいて同じ。)の取締役となる者(新設合併 三条第一項第二号に規定する新設合併設立株 についての第二条に規定する事項 の監査等委員である取締役となる者を除く。) 式会社をいう。以下この条及び第三十五条に
- 五 新設合併設立株式会社が監査等委員会設置 社の監査等委員である取締役となる者につい 会社であるときは、当該新設合併設立株式会

併設立株式会社の監査役となる者についての 第四条に規定する事項 む。以下同じ。)であるときは、当該新設合

社であるときは、当該新設合併設立株式会社 定する事項 の会計監査人となる者についての第五条に規 新設合併設立株式会社が会計監査人設置会

(新設分割計画の承認に関する議案)

画の承認に関する議案を提出する場合におい第十八条 株式の発行会社の取締役が新設分割計 記載しなければならない。 れるときは、参考書類には、次に掲げる事項を 該株式について議決権の代理行使の勧誘が行わ て、当該会社により、又は当該会社のために当

- 当該新設分割を行う理由
- 新設分割計画の内容の概要
- 法第二百九十八条第一項の決定をした日にお 株式会社をいう。)である場合において、同 きは、当該事項の内容の概要 及び第八号を除く。)に掲げる事項があると ける会社法施行規則第二百五条各号(第七号 百六十三条第一項第五号に規定する新設分割 当該会社が新設分割株式会社(会社法第七

(株式移転計画の承認に関する議案)

画の承認に関する議案を提出する場合におい第十九条 株式の発行会社の取締役が株式移転計 記載しなければならない。 れるときは、参考書類には、次に掲げる事項を 該株式について議決権の代理行使の勧誘が行わ て、当該会社により、又は当該会社のために当

- 当該株式移転を行う理由
- 株式移転計画の内容の概要
- 号及び第六号を除く。)に掲げる事項がある ときは、当該事項の内容の概要 おける会社法施行規則第二百六条各号(第五 同法第二百九十八条第一項の決定をした日に 転完全子会社をいう。)である場合において、 七百七十三条第一項第五号に規定する株式移 当該会社が株式移転完全子会社(会社法第
- 全親会社の監査等委員である取締役となる者 である場合にあっては、当該株式移転設立完 移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社 条において同じ。)の取締役となる者(株式 完全親会社をいう。以下この条及び第三十七 十三条第一項第一号に規定する株式移転設立 を除く。)についての第二条に規定する事項 株式移転設立完全親会社(会社法第七百七

Ŧi. 親会社の監査等委員である取締役となる者に 置会社であるときは、当該株式移転設立完全 ついての第二条の三に規定する事項 株式移転設立完全親会社が監査等委員会設

社であるときは、当該株式移転設立完全親会 社の会計参与となる者についての第三条に規 定する事項 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会

t の監査役となる者についての第四条に規定す であるときは、当該株式移転設立完全親会社 株式移転設立完全親会社が監査役設置会社

会社の会計監査人となる者についての第五条 会社であるときは、当該株式移転設立完全親 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置

第十九条の二 株式の発行会社の取締役が株式交 当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行 付計画の承認に関する議案を提出する場合にお われるときは、参考書類には、次に掲げる事項 いて、当該会社により、又は当該会社のために を記載しなければならない。

- 当該株式交付を行う理由
- 株式交付計画の内容の概要
- あるときは、当該事項の内容の概要 ける会社法施行規則第二百十三条の二各号 法第二百九十八条第一項の決定をした日にお (第六号及び第七号を除く。) に掲げる事項が 付親会社をいう。)である場合において、同 七十四条の三第一項第一号に規定する株式交 当該会社が株式交付親会社(会社法第七百

第二十条 株式の発行会社の取締役が事業譲渡等 提出する場合において、当該会社により、又は 譲渡等をいう。以下この条及び第三十八条にお 理行使の勧誘が行われるときは、参考書類に 当該会社のために当該株式について議決権の代 いて同じ。)に係る契約の承認に関する議案を (会社法第四百六十八条第一項に規定する事業 は、次に掲げる事項を記載しなければならな (事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案)

- 当該事業譲渡等を行う理由
- 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要
- 当性に関する事項の概要 又は契約の相手方に交付する対価の算定の相 当該契約に基づき当該会社が受け取る対価

第二十一条 株式の発行会社の取締役が取締 において、当該会社により又は当該会社のため て同じ。) の選任に関する議案を提出する場合 (監査等委員であるものを除く。 第二号にお (取締役の選任に関する議案)

行われる場合以外の場合に当該株式について議 決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考 に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が

に規定する事項

三 候補者と当該会社との間に特別の利害関係

があるときは、その事実の概要

ととなるときは、その事実

に定める重要な兼職に該当する事実があるこ において会社法施行規則第百二十一条第八号

候補者が当該会社の取締役に就任した場合

候補者の氏名、生年月日及び略歴

(株式交付計画の承認に関する議案)

第二十一条の二 株式の発行会社の取締役が監査 社のために当該株式について議決権の代理行使 する場合において、当該会社により又は当該会等委員である取締役の選任に関する議案を提出 の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式に は、参考書類には、次に掲げる事項を記載しな ついて議決権の代理行使の勧誘が行われるとき (監査等委員である取締役の選任に関する議案) は、当該会社における地位及び担当 候補者が現に当該会社の取締役であるとき

候補者の氏名、生年月日及び略歴

ければならない。

があるときは、その事実の概要 する事実があることとなるときは、その事実 役に就任した場合において会社法施行規則第 百二十一条第八号に定める重要な兼職に該当 候補者と当該会社との間に特別の利害関係 候補者が当該会社の監査等委員である取締

(会計参与の選任に関する議案) は、当該会社における地位及び担当 候補者が現に当該会社の取締役であるとき

第二十二条 株式の発行会社の取締役が会計参与 当該会社により又は当該会社のために当該株式 の選任に関する議案を提出する場合において、 合以外の場合に当該株式について議決権の代理 次に掲げる事項を記載しなければならない。 行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、 について議決権の代理行使の勧誘が行われる場 れ当該イ又は口に定める事項 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、 それぞ

> 候補者が公認会計士又は税理士である場 その氏名、事務所の所在場所、生年月

場合 その名称、主たる事務所の所在場所 及び沿革 候補者が監査法人又は税理士法人である

(監査役の選任に関する議案) 一 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処 係る事項のうち、勧誘者が参考書類に記載す ることが適切であるものと判断した事項 分を受けた者である場合における当該処分に

書類には、次に掲げる事項を記載しなければな

らない。

第二十三条 株式の発行会社の取締役が監査役の 使の勧誘が行われるときは、参考書類には、 以外の場合に当該株式について議決権の代理 選任に関する議案を提出する場合において、 に掲げる事項を記載しなければならない。 該会社により又は当該会社のために当該株式に ついて議決権の代理行使の勧誘が行われる場合 当 次

があるときは、その事実の概要 候補者と当該会社との間に特別の利害関係 候補者の氏名、生年月日及び略歴

三 候補者が当該会社の監査役に就任した場合 ととなるときは、その事実 に定める重要な兼職に該当する事実があるこ において会社法施行規則第百二十一条第八号

兀 は、当該会社における地位及び担当 候補者が現に当該会社の監査役であるとき

(会計監査人の選任に関する議案)

第二十四条 株式の発行会社の取締役が会計監査 る場合以外の場合に当該株式について議決権の 代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類に 株式について議決権の代理行使の勧誘が行わ 株式について議決権の代理行使の勧誘が行われて、当該会社により又は当該会社のために当該 人の選任に関する議案を提出する場合におい 次に掲げる事項を記載しなければならな

れ当該イ又は口に定める事項 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、 それぞ

候補者が公認会計士である場合 その氏 候補者が監査法人である場合 その名 事務所の所在場所、生年月日及び略歴 主たる事務所の所在場所及び沿革

二 当該候補者が現に業務の停止の処分を受 きは、当該処分に係る事項 け、その停止の期間を経過しない者であると

三 当該候補者が過去二年間に業務の停止の 分を受けた者である場合における当該処分に

ることが適切であるものと判断した事項 係る事項のうち、勧誘者が参考書類に記載す

(取締役の解任に関する議案)

第二十五条 株式の発行会社の取締役が取締役 当該取締役の氏名及び略歴を記載しなければな 行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、 合以外の場合に当該株式について議決権の代理 について議決権の代理行使の勧誘が行われる場 当該会社により又は当該会社のために当該株式 の解任に関する議案を提出する場合において、 にあっては、監査等委員である取締役を除く。 (当該会社が監査等委員会設置会社である場合

第二十五条の二 株式の発行会社の取締役が監査 社のために当該株式について議決権の代理行使 氏名及び略歴を記載しなければならない は、参考書類には、監査等委員である取締役の ついて議決権の代理行使の勧誘が行われるとき の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式に する場合において、当該会社により又は当該会 等委員である取締役の解任に関する議案を提出 (会計参与の解任に関する議案) (監査等委員である取締役の解任に関する議案)

第二十六条 株式の発行会社の取締役が会計参与 当該会社により又は当該会社のために当該株式 号に定める事項を記載しなければならない。 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各 行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、 合以外の場合に当該株式について議決権の代理 について議決権の代理行使の勧誘が行われる場 の解任に関する議案を提出する場合において、 会計参与が公認会計士又は税理士である場

合 その氏名及び略歴

場合 その名称及び沿革 会計参与が監査法人又は税理士法人である

(監査役の解任に関する議案)

解任に関する議案を提出する場合において、当第二十七条 株式の発行会社の取締役が監査役の 査役の氏名及び略歴を記載しなければならな 使の勧誘が行われるときは、参考書類には、監 以外の場合に当該株式について議決権の代理行 ついて議決権の代理行使の勧誘が行われる場合 該会社により又は当該会社のために当該株式に

第二十八条 株式の発行会社の取締役が会計監査 (会計監査人の解任又は不再任に関する議案) 人の解任又は不再任に関する議案を提出する場

> 考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ、そ 議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参 が行われる場合以外の場合に当該株式について めに当該株式について議決権の代理行使の勧誘 合において、当該会社により又は当該会社のた れぞれ当該各号に定める事項を記載しなければ ならない。

氏名及び略歴 会計監査人が公認会計士である場合

称及び沿革

(取締役の報酬等に関する議案)

第二十九条 株式の発行会社の取締役が取締役 われるときは、参考書類には、 当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行 の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に 又は当該会社のために当該株式について議決権 議案を提出する場合において、当該会社により 以下この条において同じ。)の報酬等に関する (当該会社が監査等委員会設置会社である場合 を記載しなければならない にあっては、監査等委員である取締役を除く。 次に掲げる事項

取締役の氏名及び略歴

三 議案が退職慰労金に関するものであるとき るときは、当該定めに係る取締役の員数 議案が二以上の取締役についての定めであ 退職する各取締役の略歴

(監査等委員である取締役の報酬等に関する議

第二十九条の二 株式の発行会社の取締役が監査 使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式 出する場合において、当該株式により又は当該 きは、参考書類には、次に掲げる事項を記載し 会社のために当該株式について議決権の代理行 等委員である取締役の報酬等に関する議案を提 なければならない。 について議決権の代理行使の勧誘が行われると

監査等委員である取締役の員数 ついての定めであるときは、当該定めに係る 議案が二以上の監査等委員である取締役に

議案が退職慰労金に関するものであるとき 退職する各監査等委員である取締役の

(会計参与の報酬等に関する議案)

第三十条 株式の発行会社の取締役が会計参与の 当該会社により又は当該会社のために当該株式 報酬等に関する議案を提出する場合において、

> 行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、 合以外の場合に当該株式について議決権の代理 次に掲げる事項を記載しなければならない。 について議決権の代理行使の勧誘が行われる場 れ当該イ又は口に定める事項 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、 会計参与が公認会計士又は税理士である 、それぞ

る場合 その名称及び沿革 場合 その氏名及び略歴

会計監査人が監査法人である場合 その名

るときは、当該定めに係る会計参与の員数

議案が二以上の会計参与に関する定めであ

会計参与が監査法人又は税理士法人であ

第三十一条 株式の発行会社の取締役が監査役の について議決権の代理行使の勧誘が行われる場当該会社により又は当該会社のために当該株式 報酬等に関する議案を提出する場合において、 次に掲げる事項を記載しなければならない。 行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、 合以外の場合に当該株式について議決権の代理 (監査役の報酬等に関する議案) は、退職する各会計参与の略歴 議案が退職慰労金に関するものであるとき

るときは、当該定めに係る監査役の員数 議案が二以上の監査役についての定めであ 監査役の氏名及び略歴

は、退職する各監査役の略歴 議案が退職慰労金に関するものであるとき

(吸収合併契約の承認に関する議案)

第三十二条 株式の発行会社の取締役が吸収合併 は、吸収合併契約の内容の概要を記載しなけれ代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類に る場合以外の場合に当該株式について議決権の株式について議決権の代理行使の勧誘が行われ て、当該会社により又は当該会社のために当該契約の承認に関する議案を提出する場合におい ばならない。

(吸収分割契約の承認に関する議案)

第三十三条 株式の発行会社の取締役が吸収分割 る場合以外の場合に当該株式について議決権の株式について議決権の代理行使の勧誘が行われ て、当該会社により又は当該会社のために当該契約の承認に関する議案を提出する場合におい 代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類に は、吸収分割契約の内容の概要を記載しなけれ ばならない。

(株式交換契約の承認に関する議案)

第三十四条 株式の発行会社の取締役が株式交換 契約の承認に関する議案を提出する場合にお

> 代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類に る場合以外の場合に当該株式について議決権の は、株式交換契約の内容の概要を記載しなけ 株式について議決権の代理行使の勧誘が行わ て、当該会社により又は当該会社のために当

(新設合併契約の承認に関する議案)

第三十五条 株式の発行会社の取締役が新設合併 代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類に る場合以外の場合に当該株式について議決権の 株式について議決権の代理行使の勧誘が行わ 契約の承認に関する議案を提出する場合にお は、次に掲げる事項を記載しなければならな て、当該会社により又は当該会社のために当該

新設合併契約の内容の概要

除く。)についての第二十一条に規定する事 式会社の監査等委員である取締役となる者を である場合にあっては、当該新設合併設立株 (新設合併設立会社が監査等委員会設置会社 新設合併設立株式会社の取締役となる者

三 新設合併設立株式会社が監査等委員会設置 ての第二十一条の二に規定する事項 社の監査等委員である取締役となる者につい 会社であるときは、当該新設合併設立株式会

会計参与となる者についての第二十二条に規 であるときは、当該新設合併設立株式会社 定する事項 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社

査役となる者についての第二十三条に規定す る事項 あるときは、当該新設合併設立株式会社の監 新設合併設立株式会社が監査役設置会社で

六 新設合併設立株式会社が会計監査人設置会 社であるときは、当該新設合併設立株式会社 の会計監査人となる者についての第二十四条 に規定する事項

(新設分割計画の承認に関する議案)

第三十六条 株式の発行会社の取締役が新設分割 ばならない る場合以外の場合に当該株式について議決権の 株式について議決権の代理行使の勧誘が行わ 計画の承認に関する議案を提出する場合にお は、新設分割計画の内容の概要を記載しなけ 代理行使の勧誘が行われるときは、 株式について議決権の代理行使の勧誘が行われて、当該会社により又は当該会社のために当該 参考書類に

(株式移転計画の承認に関する議案)

第三十七条 株式の発行会社の取締役が株式移転 株式について議決権の代理行使の勧誘が行われて、当該会社により又は当該会社のために当該 計画の承認に関する議案を提出する場合におい 代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類に る場合以外の場合に当該株式について議決権の 次に掲げる事項を記載しなければならな

- 株式移転計画の内容の概要
- なる者を除く。)についての第二十一条に規 設立完全親会社の監査等委員である取締役と 置会社である場合にあっては、当該株式移転 (株式移転設立完全親会社が監査等委員会設 株式移転設立完全親会社の取締役となる者
- 親会社の監査等委員である取締役となる者に 置会社であるときは、当該株式移転設立完全 ついての第二十一条の二に規定する事項 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会 株式移転設立完全親会社が監査等委員会設
- 社の会計参与となる者についての第二十二条社であるときは、当該株式移転設立完全親会 の監査役となる者についての第二十三条に規 であるときは、当該株式移転設立完全親会社株式移転設立完全親会社が監査役設置会社 に規定する事項
- 六 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置 会社の会計監査人となる者についての第二十 会社であるときは、当該株式移転設立完全親 四条に規定する事項

(株式交付計画の承認に関する議案)

第三十七条の二 株式の発行会社の取締役が株式 類には、株式交付計画の内容の概要を記載しな おいて、当該会社により又は当該会社のために ければならない。 権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書 われる場合以外の場合に当該株式について議決 当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行 交付計画の承認に関する議案を提出する場合に

第三十八条 株式の発行会社の取締役が事業譲渡 が行われる場合以外の場合に当該株式について めに当該株式について議決権の代理行使の勧誘 合において、当該会社により又は当該会社のた 等に係る契約の承認に関する議案を提出する場 (事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案)

考書類には、当該事業譲渡等に係る契約の内容 (株主提案につき発行会社等が勧誘を行う場合 議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参

第三十九条 株式の発行会社の株主が議案を提出 めた分量を超える場合を含む。)にあっては、 全部を記載することが適切であるものとして定 会社のために当該株式について議決権の代理行 する場合において、当該会社により、又は当該 当該事項の概要)を記載しなければならない。 をもって構成されている場合(当該会社がその 切でない程度の多数の文字、記号その他のもの 事項が参考書類にその全部を記載することが適 使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次 に掲げる事項(第三号から第五号までに掲げる

- るときは、その意見の内容 ある場合にあっては、取締役会)の意見があ 議案に対する取締役(取締役会設置会社で 議案が株主の提出に係るものである旨
- 三 株主が会社法第三百五条第一項の規定によ 除く。)を当該会社に対して通知したときは、 と認められる場合における当該提案の理由を を侵害し、若しくは侮辱する目的によるもの が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉 る請求に際して提案の理由(当該提案の理由
- 項を除く。)を当該会社に対して通知したと 社法第三百五条第一項の規定による請求に際 きは、その内容 項が明らかに虚偽である場合における当該事 して当該イからホまでに定める事項(当該事 に関するものである場合において、株主が会 議案が次のイからホまでに掲げる者の選任
- ある取締役を除く。) 第二条に規定する 社である場合にあっては、監査等委員会で 取締役(当該会社が監査等委員会設置会
- 規定する事項 監査等委員である取締役 第二条の三に
- 監査役 第四条に規定する事項 会計参与 第三条に規定する事項
- ものである場合おいて、株主が会社法第三百 五条第一項の規定による請求に際して当該イ 又は口に定める事項(当該事項が明らかに虚 議案が次のイ又はロに掲げる事項に関する 会計監査人 第五条に規定する事項

- 当該会社に対して通知したときは、その内容 条の二に規定する事項 全部取得条項付種類株式の取得 第十三
- 株式の併合 第十三条の三に規定する
- 2 二以上の株主から同一の趣旨の議案が提出さ 二以上の株主から同一の趣旨の提案があった旨 る場合にあっては、取締役会)の意見の内容 びこれに対する取締役(取締役会設置会社であ れている場合には、参考書類には、その議案及 を記載しなければならない。 は、各別に記載することを要しない。ただし、
- 3 二以上の株主から同一の趣旨の提案の理由が 提案の理由は、各別に記載することを要しな 提出されている場合には、参考書類には、その

場合の記載事項) (株主提案につき発行会社等以外が勧誘を行う

第四十条 株式の発行会社の株主が議案を提出す 及び次に掲げる事項を記載しなければならな 勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式につ る場合において、当該会社により又は当該会社 のために当該株式について議決権の代理行使の は、参考書類には、議案が株主の提出に係る旨 いて議決権の代理行使の勧誘が行われるとき

- 三 議案が監査等委員である取締役の選任に関 であるときは、第二十一条に規定する事項 である取締役を除く。)の選任に関するもの 置会社である場合にあっては、監査等委員会 議案が取締役(当該会社が監査等委員会設
- 五 議案が監査役の選任に関するものであると ときは、第二十二条に規定する事項 議案が会計参与の選任に関するものである

するものであるときは、第二十一条の二に規

定する事項

- (種類株主総会における記載事項) きは、第二十三条に規定する事項 るときは、第二十四条に規定する事項 議案が会計監査人の選任に関するものであ
- 第四十一条 前各条の規定は、種類株主総会にお ける参考書類について準用する。 (電磁的方法)
- |第四十二条 | 令第三十六条の二第二項(令第三十 六条の五第二項において準用する場合を含む。)

偽である場合における当該事項を除く。)を に規定する内閣府令で定める方法は、

次に掲げ

- ことができるものでなければならない。 への記録を出力することにより書面を作成する 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイル られたファイルに当該情報が記録されるもの され、受信者の使用に係る電子計算機に備え ァイルに情報を記録したものを交付する方法 十五条において同じ。)をもって調製するフ って、当該電気通信回線を通じて情報が送信 続した電子情報処理組織を使用する方法であ 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接 する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第四 電磁的記録媒体(法第十三条第五項に規定 送信者の使用に係る電子計算機と受信者
- 3 により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、 第二項において準用する場合を含む。)の規定 次に掲げる事項とする。 令第三十六条の二第三項(令第三十六条の
- 用するもの 第一項各号に掲げる方法のうち送信者が使
- 二 ファイルへの記録の方式

(委任状の用紙の様式)

第四十三条 令第三十六条の二第五項に規定する を記載する欄を設けなければならない。ただ 委任状の用紙には、議案ごとに被勧誘者が賛否 (書類の写し等の提出を要しない場合) し、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

|第四十四条 | 令第三十六条の三に規定する内閣府 交付されている場合とする。 を行使することができる者に限る。)のすべて 式の発行会社の株主(当該総会において議決権 令で定める場合は、同一の株主総会に関して株 に対し株主総会参考書類及び議決権行使書面が

第四十五条 令第三十六条の三に規定する内閣府 する。 令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をも って調製するファイルに情報を記録したものと

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、 行する。 平成十五年四月一日から施

(経過措置)

第二条 この府令の施行後の勧誘者が交付すべき 行前に到来した最後の決算期に係る定時総会の 参考書類の記載事項に関しては、この府令の

例によることができる。 証券取引委員会規則第十三号)第二条の規定の の代理行使の勧誘に関する規則(昭和二十三年 第二条の規定による廃止前の上場株式の議決権 正する政令(平成十五年政令第百十六号)附則 終結の時までは、証券取引法施行令の一部を改

第三号) (平成一七年一月二六日内閣府令

この府令は、平成十七年二月一日から施行す

第四九号) 則 (平成一八年四月二〇日内閣府令 抄

(施行期日

第一条 この府令は、 (上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する 会社法の施行の日から施行

第十六条 株式の発行会社の取締役が次の各号に れぞれ当該各号に定める事項を記載しなければ をいう。以下この条において同じ。)には、そ 号)第三十六条の二第一項に規定する参考書類 券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一 掲げる議案を提出する場合には、参考書類(証 内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

度の損益の状況 行為に関する契約書の内容及び最近の事業年 りなお従前の例によることとされた旧商法第 する議案 当該行為を必要とする理由、当該 一百四十五条第一項第三号に掲げる行為に関 会社法整備法第九十二条第二項の規定によ

損益計算書の承認に関する議案 次のイ及び 従前の例によることとされた貸借対照表及び びロに定める事項 口に掲げる株式会社の区分に応じ、当該イ及 会社法整備法第九十九条の規定によりなお

役会及び会計監査人の意見並びに監査役会- 大株式会社及びみなし大株式会社 取締 の意見(各監査役の意見の付記を含む。) の内容の概要

会社法整備法第九十九条の規定によりなお 締役会及び監査役の意見の内容の概要 イに掲げる株式会社以外の株式会社

前の例によることとされた合併契約書(旧商) 会社法整備法第百五条の規定によりなお従 損失の処理に関する議案 議案の作成の方針 従前の例によることとされた利益の処分又は 法第四百九条に規定する合併契約書に限る。

> 議案の場合 次に掲げる事項 以下この号において同じ。)の承認に関する

当該合併契約書に係る合併を必要とする

旧商法第四百八条ノ二第一項各号に掲げ

たときは、その変更の理由 号の規定により定款の変更の規定を記載し 当該合併契約書に旧商法第四百九条第

号の規定により取締役の氏名を記載したと 令」という。) 第二条に規定する事項 決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令 きは、当該取締役となる者についての第一 十三条の規定による改正後の上場株式の議 (以下この条において「新代理行使勧誘府 当該合併契約書に旧商法第四百九条第八

法第四百十条に規定する合併契約書に限る。 前の例によることとされた合併契約書(旧商 議案の場合 次に掲げる事項 以下この号において同じ。)の承認に関する 会社法整備法第百五条の規定によりなお従 号の規定により監査役の氏名を記載したと きは、当該監査役となる者についての新代 理行使勧誘府令第四条に規定する事項 当該合併契約書に旧商法第四百九条第八

t

五.

当該合併契約書に係る合併を必要とする

るものの内容 旧商法第四百八条ノ二第一項各号に掲げ

理行使勧誘府令第二条に規定する事項 号の規定により取締役の氏名を記載したと きは、当該取締役となる者についての新代 当該合併契約書に旧商法第四百十条第六 当該合併契約書に旧商法第四百十条第六

者についての新代理行使勧誘府令第五条に ときは、当該株式会社の会計監査人となる れる株式会社が会計監査人設置会社である 理行使勧誘府令第四条に規定する事項 規定する事項 当該合併契約書に係る合併により設立さ

きは、当該監査役となる者についての新代 号の規定により監査役の氏名を記載したと

前の例によることとされた分割契約書の承認 に関する議案の場合 次に掲げる事項 会社法整備法第百五条の規定によりなお従 当該分割契約書に係る分割を必要とする

理

更の規定を記載したときは、その変更のノ十七第二項第一号の規定により定款の変 当該分割契約書に旧商法第三百七十四条

二 当該分割契約書に旧商法第三百七十四条 る者についての新代理行使勧誘府令第二条 の氏名を記載したときは、当該取締役とな ノ十七第二項第十一号の規定により取締役

る者についての新代理行使勧誘府令第四条 の氏名を記載したときは、当該監査役とな に規定する事項 ノ十七第二項第十一号の規定により監査役 当該分割契約書に旧商法第三百七十四条

前の例によることとされた分割計画書の承認と会社法整備法第百五条の規定によりなお従 イ 当該分割計画書に係る分割を必要とするに関する議案の場合 次に掲げる事項

第二項第五号に掲げる事項にあっては、当掲げるものの内容(旧商法第三百七十四条 会社が承継する営業の内容及び承継する主 該分割計画書に係る分割によって設立する 旧商法第三百七十四条ノ二第一項各号に

新代理行使勧誘府令第二条に規定する事項 れる株式会社の取締役となる者についての当該分割計画書に係る分割により設立さ に規定する事項 る者についての新代理行使勧誘府令第四条 旨の定款の定めがある株式会社を含む。) であるときは、当該株式会社の監査役とな 当該分割計画書に係る分割により設立さ

ホ 当該分割計画書に係る分割により設立さ 規定する事項 者についての新代理行使勧誘府令第五条に ときは、当該株式会社の会計監査人となる れる株式会社が会計監査人設置会社である

承認に関する議案の場合 次に掲げる事項前の例によることとされた株式交換契約書の 会社法整備法第百五条の規定によりなお従

営業を承継する会社が承継する営業の内容ては、当該分割契約書に係る分割によって 条ノ十七第二項第五号に掲げる事項にあっ 及び主要な権利義務) に掲げるものの内容(旧商法第三百七十四 旧商法第三百七十四条ノ十八第一項各号 三条第二項第一号の規定により定款の変更 当該株式交換契約書に旧商法第三百五十

に規定する事項

要な権利義務)

監査の範囲を会計に関するものに限定するれる株式会社が監査役設置会社(監査役の

当該株式交換契約書に係る株式交換を必

るものの内容 旧商法第三百五十四条第一項各号に掲げ

項の承認に関する議案の場合 次に掲げる 前の例によることとされた株式移転に係る事 会社法整備法第百五条の規定によりなお従 の規定を記載したときは、その変更の理

当該株式移転を必要とする理由

るものの内容 旧商法第三百六十六条第一項各号に掲げ

誘府令第二条に規定する事項 の取締役となる者についての新代理行使勧 当該株式移転により設立される株式会社

類について準用する。 前項の規定は、種類株主総会における参考書 株式会社の会計監査人となる者についての 新代理行使勧誘府令第四条に規定する事項 当該株式会社の監査役となる者についての めがある株式会社を含む。) であるときは、 会計に関するものに限定する旨の定款の定 が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を 当該株式移転により設立される株式会社 新代理行使勧誘府令第五条に規定する事項 が会計監査人設置会社であるときは、当該 当該株式移転により設立される株式会社

勧誘府令第四十一条において準用する場合を含 主総会に係る参考書類については、適用しな む。)は、この府令の施行後最初に開催する株 次に掲げる規定(これらの規定を新代理行使

新代理行使勧誘府令第二条第三項及び第

一 新代理行使勧誘府令第三条第四号

新代理行使勧誘府令第四条第三項及び第

四 新代理行使勧誘府令第五条第五号から第七 号まで

新代理行使勧誘府令第十条第三項

五.

4 第七号及び第九号(これらの規定を第二項にお 含む。)並びに第一項第四号、第五号、第六号、 使勧誘府令第四十一条において準用する場合を 十七条及び第十九条(これらの規定を新代理行 前項の参考書類に係る新代理行使勧誘府令第

項」と、「第五条」とあるのは「第五条第一号 るのは「第三条第一号から第三号まで」と、 いては、これらの規定中「第二条」とあるのは いて準用する場合を含む。)の規定の適用につ から第四号まで」とする。 「第二条第一項及び第二項」と、「第三条」とあ 「第四条」とあるのは「第四条第一項及び第二

える場合を含む。)」とする。 場合」とあるのは、「超える場合(四百字を超 代理行使勧誘府令第三十九条第一項中「超える において同じ。)の規定の適用については、新 第三十九条第一項(新代理行使勧誘府令第四十 条において準用する場合を含む。以下この項 第三項の参考書類に係る新代理行使勧誘府令

附 則 (平成一九年二月八日内閣府令第

(施行期日) 一六号)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。 内閣府令の一部改正に伴う経過措置) (上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する

第七条 施行日前に株式の発行会社について株主 主総会については、なお従前の例による。 総会の招集の決定があった場合におけるその株

五六号) (平成一九年八月七日内閣府令第

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十九年九月三十日から 施行する。

附 則 (平成二〇年一二月五日内閣府令 第七九号)

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十年十二月十二日か ら施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一条 施行日前にした行為及びこの附則の 規定によりなお従前の例によることとされる場 の適用については、なお従前の例による。 合における施行日以後にした行為に対する罰則

附則 (平成二一年四月一日内閣府令第

(施行期日) 二二号)

内閣府令の一部改正に伴う経過措置) 一条 この府令は、公布の日から施行する。 (上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する

議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の施第四条 第七条の規定による改正後の上場株式の 行の日以後にその末日が到来する事業年度のう

> 品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一 附 則 (平成二七年四月二八については、なお従前の例による。 号)第三十六条の二第一項に規定する参考書類 される株主総会又は種類株主総会に係る金融商 ち最初のものに係る定時株主総会より前に開催

第三七号) (平成二七年四月二八日内閣府令 抄

(施行期日)

| 律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施||第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法 行する。

内閣府令の一部改正に伴う経過措置) (上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する

第八条 施行日以後にその末日が到来する事業年 かわらず、なお従前の例による。項、第四条第二項及び第五条第八号の規定にか 考書類(以下この条において「参考書類」とい に開催される株主総会又は種類株主総会に係る度のうち最初のものに係る定時株主総会より前 誘に関する内閣府令(次項及び第三項において う。) の記載については、第二十二条の規定に よる改正後の上場株式の議決権の代理行使の勧 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百 「新議決権代理行使府令」という。)第二条第二 二十一号)第三十六条の二第一項に規定する参

2 の場合において、同項第一号の規定は、適用し 「子会社等」とあるのは「子会社」とする。こ 項中「他の者」とあるのは「他の会社」と、 第二条の三第二項の規定の適用については、同 前項の参考書類に係る新議決権代理行使府令

3 号及び第四条第三項第六号の規定の適用につい令第二条第三項第六号、第二条の三第三項第六 法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十号ハ中「会社法施行規則」とあるのは、「会社 前の会社法施行規則」とする。 七年法務省令第六号)第一条の規定による改正 ては、新議決権代理行使府令第二条第三項第六 第一項の参考書類に係る新議決権代理行使府

4 の手続が開始された株主総会又は種類株主総会 例による。 に係る参考書類の記載については、なお従前の 前三項に定めるもののほか、施行日前に招集

則 (令和元年六月二四日内閣府令第

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月 この府令は、不正競争防止法等の一部を改正一四号) 一 目) から

(施行期日) 号

附

則

(令和三年二月三日内閣府令第五

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法 る。 律の施行の日(令和三年三月一日)から施行す

内閣府令の一部改正に伴う経過措置) (上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する

第九条 第十九条の規定による改正後の上場株式 責任保険契約について適用する。 号並びに第五条第六号及び第七号の規定は、施 五号及び第六号、第四条第一項第七号及び第八 二条の三第一項第十号及び第十一号、第三条第 という。)第二条第一項第五号及び第六号、第 の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令 行日以後に締結される補償契約及び役員等賠償 (次項において「新議決権代理行使勧誘府令」

2 わらず、なお従前の例による。 及びハ、第二条の二、第二条の三第二項第三号 府令第二条第二項第三号並びに第三項第七号ロ うち最初のものに係る定時株主総会より前に開 の規定を新議決権代理行使勧誘府令第四十一条 項第三号並びに第三項第六号ロ及びハ(これら 並びに第三項第七号ロ及びハ並びに第四条第二 書類の記載については、新議決権代理行使勧誘 催される株主総会又は種類株主総会に係る参考 において準用する場合を含む。)の規定にか 施行日以後にその末日が到来する事業年度の

3 に係る参考書類の記載については、 の手続が開始された株主総会又は種類株主総会 前二項に定めるもののほか、施行日前に招集 なお従前

第八七号) 則 (令和五年一二月二七日内閣府令

この府令は、公布の日から施行する。